

# 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など22議案を可決・認定・承認



議場風景(12月定例会)

12月定例会には、市長提出議案19件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・認定・承認しました。

また、議員提出議案3件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 例 法改正に伴う 条例の改正等

○行田市人材育成基金条例を廃止する条例 (原案可決)

行田市行財政改革プログラムにおける特定目的基金の整理統合の取り組みに基づき、基金の設置目的や活用実績などに照らし、見直しを図るものです。当該基金は、個性豊かな人材の育成に資する事業の資金に充てることを目的として平成3年に設置したが、設置当初に比べ、低金利の状況から運用益が極めて少額な上、有効活用が難しい状況となっており、また、基金廃止後においても、これまでと同様に一般財源により事業展開が可能であることから、本条例を廃止するものです。

**〔主な質疑〕**  
**問** 基金を設置した当初の具体的な目的と廃止理由は。  
**答** 伝統芸能の伝承や国際交流に貢献できるような人材育成の事業等に充てることとしていたが、行財政改革をより一層推進するため、存続の必

要性が薄れた基金の整理、統合を行う一環として廃止するものである。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (原案可決)

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税算定方式を所得割と均等割の2方式へ変更するとともに、法令の改正に伴い、賦課限度額の引き上げが行われたことから、本市においても、加入世帯の急激な負担増に配慮した上で、負担能力に応じた保険料に改めるため、条例の一部を改正するものです。

**〔主な質疑〕**  
**問** 本市では所得割を7%、均等割を2万4千円としているが、埼玉県が示している標準税率と異なる理由は。  
**答** 県内の市町村は県が示した標準税率を参考に設定することとしているが、応能割である所得割と応益割である均等割の賦課割合は概ね50対50を基本としている。現行税率では応能割の割合が大きく、賦課割合を50対50に近づける

ためには、応益割を増やす必要があるが、応益割を増やすことは所得の低い世帯や多人数世帯への影響が大きいため、税負担に十分配慮した上で、設定したものである。

**問** 改正後のシミュレーションでは2450万円の増収となるが、増収分はどのような経費に充てるのか。

**答** 広域化により国保税は納付金として県へ納めることとなっているため、納付金に充当する。

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (原案可決)

行田市水道事業ビジョン及び行田市水道事業経営戦略では、給水人口の減少等による料金収入の減少や多くの水道施設が更新期を迎えるなど、様々な課題が顕在化し、水道事業経営は厳しさを増していることが予測されています。引き続き安全で安心な水道水を供給し続けるためには、これらを賄う水道料金の改定等が必要となるため、条例の一部を改正するものです。

**〔主な質疑〕**  
**問** 料金改定の時期を令和2